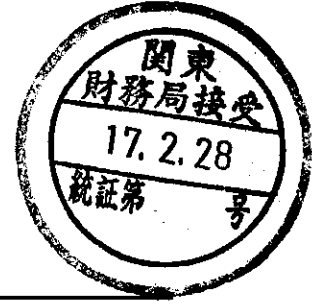


00569W2Q 401269

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 10

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテ

社長 持田 昌典



【住所又は本店所在地】

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、  
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【報告義務発生日】

平成17年2月22日

【提出日】

平成17年2月28日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

5名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	三益半導体工業(株)
会社コード	8155
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	群馬県群馬郡群馬町保渡田2174-1

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	345,500		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 345,500	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 345,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年1月31日現在)	S 21,003,542
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	1.64
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.95

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年1月6日	普通株	30,000	取得	(貸借)
2005年1月7日	普通株	20,000	取得	(貸借)
2005年1月11日	普通株	50,000	処分	(貸借)
2005年2月1日	普通株	200	取得	(貸借)
2005年2月16日	普通株	200	取得	(貸借)
2005年2月17日	普通株	20,000	取得	(貸借)
2005年2月21日	普通株	20,000	処分	(貸借)
2005年2月22日	普通株	139,100	取得	(貸借)



第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	868,550		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C*	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	1,540,323	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	1,540,323	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	671,773	

(\*は旧転換社債券分)

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年1月31日現在)	S	21,003,542
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		7.11
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		7.43

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年12月27日	普通株	4,300	取得	(貸借)
2004年12月28日	普通株	300	取得	(一部貸借)
2004年12月29日	普通株	400	処分	(貸借)
2005年1月4日	普通株	400	処分	
2005年1月5日	普通株	100	取得	
2005年1月6日	普通株	200	処分	
2005年1月7日	普通株	1,100	取得	
2005年1月11日	普通株	800	処分	
2005年1月12日	普通株	300	処分	
2005年1月13日	普通株	400	取得	
2005年1月14日	普通株	46,400	取得	(一部貸借)
2005年1月17日	普通株	17,000	処分	
2005年1月18日	普通株	9,800	処分	
2005年1月19日	新株予約権付社債券*	25,759	取得	
2005年1月19日	普通株	18,800	処分	
2005年1月20日	普通株	8,700	処分	
2005年1月21日	普通株	1,700	処分	
2005年1月24日	普通株	300	取得	
2005年1月25日	普通株	900	取得	
2005年1月26日	普通株	500	処分	(一部貸借)
2005年1月27日	普通株	100	処分	
2005年1月31日	普通株	300	処分	
2005年2月1日	普通株	1,200	処分	(一部貸借)
2005年2月2日	普通株	1,200	処分	
2005年2月3日	普通株	100	処分	
2005年2月4日	普通株	200	処分	
2005年2月7日	普通株	300	取得	
2005年2月8日	普通株	100	処分	
2005年2月10日	普通株	1,600	取得	
2005年2月14日	普通株	700	処分	
2005年2月16日	普通株	600	処分	
2005年2月17日	普通株	200	処分	
2005年2月18日	新株予約権付社債券*	35,927	取得	
2005年2月18日	普通株	2,600	取得	
2005年2月21日	普通株	9,200	処分	
2005年2月22日	普通株	98,000	取得	(一部貸借)

(\*は旧転換社債券分)

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 868,550株の借入 (ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)





第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有
---

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			94,700
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 94,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	94,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年1月31日現在)	S	21,003,542
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.45
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.09

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年1月14日	普通株	7,600	取得	
2005年1月18日	普通株	6,300	取得	
2005年1月24日	普通株	8,600	取得	
2005年1月25日	普通株	8,400	取得	
2005年1月26日	普通株	11,300	取得	
2005年1月27日	普通株	11,300	取得	
2005年2月17日	普通株	7,800	取得	
2005年2月18日	普通株	8,000	取得	



## 第2【提出者に関する事項】

### 4【提出者(大量保有者) / 4】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	491,650		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 491,650	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 491,650		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年1月31日現在)	S 21,003,542
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	2.34
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.73

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年12月27日	普通株	4,300	取得	(貸借)
2005年1月5日	普通株	500	取得	
2005年1月6日	普通株	500	処分	
2005年2月22日	普通株	60,000	取得	(貸借)

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 491,250株の借入 (ゴールドマン・サックス・ジャパンリミテッド等からの借入)



## 第2【提出者に関する事項】

### 5【提出者(大量保有者) / 5】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			127,200
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 127,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	127,200	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年1月31日現在)	S	21,003,542
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.61
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.04

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年1月6日	普通株	12,800	取得	
2005年1月24日	普通株	10,300	取得	
2005年1月26日	普通株	10,000	取得	
2005年1月28日	普通株	10,200	取得	
2005年1月31日	普通株	10,200	取得	
2005年2月2日	普通株	9,600	取得	
2005年2月4日	普通株	7,600	取得	
2005年2月8日	普通株	2,600	取得	
2005年2月21日	普通株	9,700	取得	
2005年2月22日	普通株	2,600	取得	





### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (4) Goldman Sachs & Co.
- (5) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,705,700		221,900
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C* 671,773	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 2,377,473	N	O 221,900
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,599,373		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 671,773		

(\*は旧転換社債券分)

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年1月31日現在)	S 21,003,542
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	11.99
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	10.12

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15<sup>th</sup> day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy  
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton  
Name: Oliver S. R. Buxton  
Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

\_\_\_\_\_  
(署名)

マネージング・ディレクター

\_\_\_\_\_  
(署名)

アシスタント・セクレタリー

[2004]

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By:   
\_\_\_\_\_

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Address: Goldman Sachs & Co.  
1 New York Plaza, 37<sup>th</sup> Floor  
New York, New York 10004

(訳文)

2004年 月 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー

### 委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

### 記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

(署名)

エレン・ポージス  
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004  
ニュー YORK市 ニューヨークプラザ 1 37 階

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27<sup>th</sup> Floor  
Jersey City, NJ 07302  
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン  
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302  
ジャージーシティー、ハドソンストリート 30 27 階



平成17年 2月22日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1  
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所： 東京都港区六本木6丁目10-1  
六本木ヒルズ森タワー

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 土岐 大介

